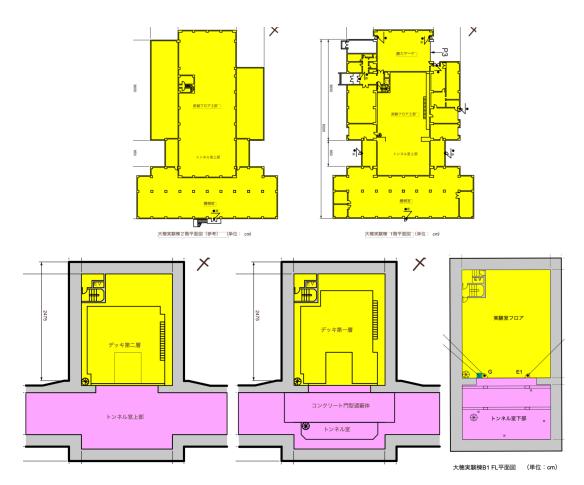
大穂実験棟における放射性同位元素等の規制に関する法律 施行規則第22条の3項の適用について

大穂実験棟全域(機械室1階、機械室2階を含む)において、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第22条の3項に基づき、下記の期間、下記の管理区域を管理区域でないものと見なし、周辺監視区域と同様の出入り管理を行うことをお知らせします。

- 1. 期間: 2024年12月27日(金) 17:00から2025年2月10日(月) 17:00まで
- 2. 場所: 大穂実験棟全域(機械室1階、2階を含む)(下図の黄色で示す区域)



〇 配布先

機構長

(管理局) 施設部長、施設企画課長、整備管理課長、安全衛生推進室

(素核研) 所長、副所長、事務室

(加速器) 施設長、各主幹、事務室

(物構研) 所長、副所長、事務室

(QUP) 拠点長、副拠点長、事務室

(共通) 施設長、各センター長、事務室、放射線受付

(担当者) 当該発生装置管理責任者、同作業責任者、各区域放射線担当者、管理室員